

平成30年度第1回我孫子市個人情報保護審議会 会議概要

- 1 日 時 平成30年11月1日（木曜日）
午前9時から午前11時15分まで
- 2 場 所 我孫子市役所 分館1階 中会議室
- 3 出席者
委員 内藤潤委員、田部井彩委員、田中英二委員、富田千鶴委員、
向野光委員、関根秀子委員、高橋英俊委員

説明員 (秘書広報課) 飯田課長、海老原主幹
(課税課) 日暮課長、石崎課長補佐、小川主査長、青木主査長、
新山主査
(国保年金課) 小林課長、野村主査長
(消防本部総務課) 飯塚課長、齋藤課長補佐
(予防課) 須藤課長、飯島課長補佐、玉田課長補佐、山岸主任
(水道局経営課) 遠藤課長補佐、小川主査長

事務局 廣瀬総務部長、磯岡文書情報管理課長、段林主査長、前田主任
主事、増田（嘱託職員）
- 4 欠席者 なし
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴人 なし
- 7 会議に付した諮問事項
(1) 個人情報の利用及び提供並びにオンライン結合の例外に関する事項について
課税課（提供）、予防課（オンライン結合による提供）、消防本部総務課（提供）、秘書広報課（目的外利用及び提供）、国保年金課（オンライン結合による提供）の5案件
(2) その他
平成29年度個人情報開示請求の実施状況について
- 8 議事内容
(1) 開会 午前9時

磯岡課長：皆さんおはようございます。本日は、個人情報保護審議会にお集まりいただき、ありがとうございます。私は、本日進行を務めさせていただきます文書情報管理課の磯岡と申します。よろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ち、事務局を代表しまして、総務部長の廣瀬より御挨拶させていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。
(この後、廣瀬部長が挨拶を行う。)

(部長挨拶に引き続き、事務局から留意事項等の説明並びに委員及び事務局職員の紹介。)

(2) 会長及び副会長の選出

委員の互選により、会長に内藤潤委員、副会長に田部井彩委員を選出。

(3) 諮問事項についての審議

内藤会長：では諮問事項の審議に入りたいと思います。最初に前会長からの指示で、従来情報をもらう側の担当者あるいは職員がここに在席されて、これこれこういう目的、必要性があるから情報をもらいたいと説明してはいたんですけど、条例の体裁とすれば、持っている情報を自分が目的外で利用することが認められるかということと、持っている情報を他機関に提供してよいか、そういったことに対して諮問する体裁になっているものですから、理屈上は提供する側が他機関に提供していいのかという形で諮問を諮るとというのが筋ということもあります。

前回、提供される情報の内容をめぐって、どうしても提供する側の担当者、機関に説明をしてもらわなければならないという事態が生じたこともありまして、今回からは、基本的にはやはりこういった情報を受け取りたい使いたいという情報を受ける側の担当者・職員の方がまず説明していただいて、必要に応じて提供する側の職員・担当者の方にも説明していただく。こういう形で進めたいと思います。ではよろしくお願いいたします。

まず諮問事項1件目、課税課の案件になります。課税課が受け取る側です。説明をお願いします。

(この後、日暮課税課長より諮問内容を説明。)

内藤会長：はい、課税課から今説明をいただきました。今回は水道事業管理者から課税課、市長に情報を提供するという形ですね。では今の説明について質問、御意見があればどうぞお願いいたします。はい、富田委員どうぞ。

富田委員：提供を受ける情報の内容の確認なのですが、住所、氏名、電話番号までは分かるんですが、給水状況というのは具体的にどのような情報なんでしょうか。

遠藤課長補佐：提供する情報につきましては課税課からの要望のあるものとなりますが、給水状況になりますと実際にそこに人が住んでいて水道が使われているのかいないのかという状況になるかと思えます。ですから、そこに住んでいれば、水道が引かれていれば基本的に水道は使用中の状態になっていますし、誰もいなくて空き家になっていれば、閉栓で使用中止中の状態になりますので、そういった形の情報を提供することとなります。

内藤会長：よろしいですか。

富田委員：質問の趣旨としては必要最低限の情報の提供のみが許されるということだと思うので。結論から言うと、開栓しているか閉栓しているかだけを情報提供するっていうこと。例えば何月何日から閉栓状況にありますとかいう時期的なものであったりとか、その理由ですね、例えば、料金未納によりですとかそういったところまで提供するとすると、それは必要でない情報かもしれないということもありまして、結論だけ、通じているのか通じてないのかということなのか、それ以外のところまで広げてなのかということを確認させていただきたい。

日暮課長：課税課の方では納付書が戻ってきてしまったので、納付書を送りたい、届けたいというところが目的になりますので、居住実態があるかどうかというところが大きなポイントになってくると思えます。居住実態があって、そこで給水をしているかどうかというところがポイントになってくると思えますので、水道料金を払ってるか払ってないかというところまでは、課税課の方では特に求める必要ないというふうに思っています。

内藤会長：はい。どうでしょう、関根委員。

関根委員：そうすると、そこに居住実態があるかどうかだけを知りたいだけで、転居先が水道局の方で分かるとは思わないんですが、居住実態があるかどうかだけの確認のためなんでしょうか。

日暮課長：一応調査権限の中には、転出先がもし分かれば教えていただくというようなことも含まれていると税法上解釈してますので、水道局の方に情報として転出先転居先が分かっているということであれば、その辺も含めて教えていただきたいと考えています。

内藤会長：どうぞ。

関根委員：その情報が水道局の方にはあるという理解でよろしいでしょうか。

遠藤課長補佐：必ずしも情報を持っているとは限りません。というのは閉栓してそれまで使われていた水道料金を転居先に請求してほしいというお客様もいらっしゃいます。そういう方に関しましては転居先の住所とかお伺いしたりするんですが、それは納付書払いの場合ですね。口座引き落としの場合関係ないんで。そういった方もいらっしゃいますので、そういった方についてはお聞きすることはあります。でも水道局側から特にそれを求めるということはしていませんので、ですから、全部が全部分かるとは限りません。実際、転居先の情報まで提供することを想定していなかったんで、今急に言われて、あっと思ったんですけども。

内藤会長：はいどうぞ。

田中委員：私も今の質問に少し関係することなんですが、必要性とかは非常に今の御説明で分かりました。きちんと納税していただくためにということで。その情報を求めるのが水道事業者っていうことはどういう風な、ライフラインに関する所の情報が一番信頼が置けるだろう、その中で水道事業者であれば情報をいただくのにお願いをしやすい、そういうことがあるということでしょうか。

日暮課長：水道局に限らず、課税課の方では郵送戻りがあった場合には色々な調査を行っています。給料の支払者に場合によっては確認したり、当然、市内で分かれば市民課の方で住民票の調査をさせていただいたり、市外の方であれば、市外の市町村に照会文書を送らせていただいて、住所調査するということがあります。ほとんどがそういった住民票の調査等で判明する場合もあるんですけども、なかなか見つからないどこに行ったかが分からないという人がどうしても残ってしまいます。2ページの資料のところの下段の方にも書いてあるんですけども、黒い四角で下から2つ目のところですが、年間の照会件数としまして、これおおよその目安ですけども固定資産税でいうと10件ぐらい、市民税で40件ぐらい、件数的にはかなり水道局からいただく情報というのは少なくなってきました。ですからいろんな調査方法を我々の方では持っていないと少しでも判明する件数を増やしたいというところもありますので、今回この件を提案をさせていただきました。

内藤会長：他の委員の方どうでしょう。向野委員いかがですか。

向野委員：特にありません。

内藤会長：高橋委員はいかがですか。

高橋委員：今の話でいうと、課税課の方としてはもういろんな権限を駆使して判明させるという形。今までも水道局に対しては地方税法第20条の11の規定で今までもやっていたという形ですね。

日暮課長：はい。

高橋委員：それを今回情報を得て、法律的に整合をとろうという解釈でよろしいですか。

日暮課長：そうですね。個人情報保護条例でいう目的外使用ということに水道局からすればなってしまうということもありますし、こういった機会にきちんと条例上も了解を得たうえで手続はできるように枠組みとしてしっかりした形で、さらに条例の適用も受けられるようにということで、今回出させていただいたということで、すでに20条の11でやってはいたんですけれども、条例上の位置付けも明確にしておくというような目的もありまして、今回改めて議案として出させていたということになります。

高橋委員：分かりました。

内藤会長：田部井副会長いかがですか。

田部井委員：納税通知書が戻ってきてしまうその件数というのは、今分かれば、どのくらいなんですか。

日暮課長：正確に統計上の数値はつかんでおりません。戻ってきたらすぐに調査をして判明次第送ってしまうということです。正確な数字は捉えてないんですが、例えば固定資産税でいうと当初課税で5万件位納付書を発送してます。それで戻ってくるのは何件あるのということですが、先ほども言いましたように、統計上の数値は把握しておりませんが数百件の単位で戻ってくると言えると思います。市民税はといいますと2万6千件位納付書を発送しているんですけども、やはり数百件単位では戻ってきてしまうという実態はあります。

田部井委員：2ページの事務の流れというところで行くと、3つ目の四角で高齢者支援課に照会するということが書かれているんですけど、これで判明するものは戻ってきた中では大分あるんですか。

新山主査：大体は他市町村の居住照会とか住基上の確認で確認されるケースがほとんどでして、高齢者支援課の方へ照会をかける件数としてもそれほど件数は多くはなくて、10件あるかどうかというところで、大体は2番目のところで判明するケースがほとんどです。

田部井委員：2番目のところで判明する。

新山主査：住所照会でほとんどが判明するケースが多いです。

田部井委員：そうすると戻ってきたものの中で最終的に分からないというものも結局あると、今の数字を伺うとですね。

日暮課長：それはあります。はい、あります。

田部井委員：それはどうなってしまうのでしょうか。

日暮課長：課税の効力を持たせるための最終的な手段としましては、公示送達というやり方があります。それは市内の掲示板に、発送して納付書が届かない方に対してはこの方の分の納付書がありますよということで掲示させていただいて、一応課税としての効力を持たせるというやり方もあるんですけど、年間それが固定資産税でいうと30件前後位になるのかなという感じにはなります。あとどうしてももう分からない、相続人の方が見つめなくて分からないという方もおりますし、中には何件かは公示送達もできない場合もあるかなというところですよ。

田部井委員：分かりました。非常に御苦労されていることが分かりました。ありがとうございます。

内藤会長：私から確認なんですけど、結局その郵送戻りになる原因というのは、お亡くなりになったか転居かってことですかね。転居の場合やはり通常であれば住民票に反映させるということでやるわけですけども。ちなみにこの通知をする時というのはやはりどこか一定の段階、一定の時点における住所を基準として出すわけじゃないですか。若干タイムラグはあると思うんですけど、今現状というのは、何月何日時点の住民票の情報に基づいて発送されてるんですか。

日暮課長：固定資産税の場合は、基本的には登記情報から住所を把握させていただくということになります。その登記情報、法務局の登記情報で住所を把握したうえで、まずは一義的にはそこに納付書を送るようになります。送ってそれが戻ってきてしまう、登記と住所がイコールじゃない方ってたくさんいらっしゃると思いますので、これは固定資産税に限ってなんですけれども、登記情報で戻ってきた場合には、住所を住民票で照会をして実際に住んでいる市町村を確認したうえで送り直すということになります。市民税の場合は1月1日にお住いの市町村が1年分の税金をかけるということになってますから、賦課期日が1月1日の住所を把握したうえで、転居していればその転居先の方の住所を確認して市民税を送るということになっていますが、住所の捉え方が税目によって若干違ってくるといこともございます。

内藤会長：大体、来るのって5月ぐらいですよ。

日暮課長：はい。固定資産税は4月に納付書を送っています。軽自動車税は5月に送ってます。市民税の普通徴収。市民税の場合、給料から引く特別徴収と自分で納める普通徴収の二つの方法があるんですけども、普通徴収の場合には6月に納付書を送ることになっていて、それぞれが発送時期が違ってきてます。

内藤会長：分かりました。あとは水道事業者の持っている情報全て常にもらうということではなくて、郵送戻りがあった方に対して個別に照会するという形での情報提供、そういう体裁でよろしいですか。

日暮課長：はい。そういうことです。

内藤会長：はい、承知いたしました。他に御意見等ありますか。よろしいですか。では採決に入りたいと思います。第一点目の課税課の案件ですね。こちらの諮問事項について賛成の方は挙手をお願いします。

各委員：(全員(6名)挙手)

内藤会長：はい、全員一致で承認しました。ありがとうございました。

内藤会長：早速ですが、2件目の予防課の案件に入ります。まず御説明をお願いいたします。

(この後、予防課山岸主任及び飯島課長補佐より諮問内容を説明。)

内藤会長：はい、ありがとうございます。では委員より御質問、御意見がありましたらお願いいたします。はい、富田委員どうぞ。

富田委員：今回初めて審議会に出させていただくので、オンライン結合のことについて、もう一度最初から確認させていただきたいんですが、まず今御説明していただいたのは、条例の9条の2項の(2)ですね。市民の福祉の増進その他公益のために必要であるという理由を説明していただいたかと思うんですけど、そこはよく理解できたんですが、今回このオンライン結合による提供が不可かどうかということ審査させていただくことに当たって、この9条は実施機関が通信回線を用いた電子計算機の結合、オンライン結合をとというものをする場合というのがこの9条に当たると思うんですけど、手引の26ページを見ますと、この電子通信回線を用いた電子計算機の結合とはということで、実施機関、消防の方で持っておられる回線と、国・県他の市町村等が管理する電子計算機とを結合すると書いてあるんですけど、今のお話は課税課と消防長が結合するというお話で、実施機関同士、我孫子市内ですよ、これも9条の結合の承認の範囲ということで、いま審議をしている前提でよろしいですか。

段林主査長：今、富田委員がおっしゃる通りでして、実施機関をまたぐ場合は「提供」となります。「利用」と「提供」を個人情報保護条例上は使い分けておりまして、あくまで同一実施機関内のものは「利用」です。市長部局内で済むもの。実施機関をまたぐものを「提供」と呼んでおりまして、オンライン結合、いわゆるコンピュータ同士、パソコン同士を電子通信回線等で繋いで常時接続できるような状況を、実施機関をまたいで行う場合は、同じ市の自治体内であっても、実施機関をまたぐ場合はオンライン結合と整理しておりますので、今回、富田委員が説明していただいたような形で諮問させていただいたような状況でございます。

富田委員：そのうえで引き続きなんですが、そうすると9条の2項で審議会の意見として、公益上のために必要ということと、かつ個人情報の保護に関し必要な措置が講じられているということも確認をする必要があるかなと思うんですが、この点について御説明がなかったように思いますので、具体的には、この独自回線ですか、NEFOAPシステム。その独自の、閉じたシステムと課税課で持っているシステムがあって、それはどう繋いで、個人情報の保護に関して必要な措置というのは、要は漏洩とか脆弱性がないか、そういうところについては、どのような措置が講じられて、要はどこか問題がないんだというところを少し御説明していただくと助かります。問題がないかです。

玉田課長補佐：では御説明します。消防独自のNEFOAP-MXWEBシステムというのは、オンラインではなくて、消防内部のみで使っているま
ずオフラインのシステムになります。課税課の方から今回情報取得したい
というものは、俗にいう市役所の方と消防を結んでいるオンラインの別の
システムを使って、情報を取得するということになりまして、実は平成
18年度に、既に空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に関わると
ころで、消防の方で、情報を取得するために課税課と結んだオンラインの
システムがありますので、ADIIと内部では呼んでいるシステムなんです
が、そこから今回許可が出ましたら、情報を取得して消防独自のNEFO
AP-MXWEBシステムというところに入力をして情報を管理するとい
う形になります。

富田委員：システムが、皆さん、お詳しい方がいたら教えていただきたい。
閉じたシステム同士を、独自の、いわゆる一般のインターネット回線とか
ではなくて、庁内回線同士が繋がっていて、閲覧しに行くっていうこと。

玉田課長補佐：そうですね、課税課の情報は庁内回線で見えて、消防独自の
う既に取得しているものについては、庁内回線では繋いでいないので、消
防の内部の回線のみなので、そこに入力をするというような。

富田委員：分かりました。要するに課税課のシステムを見に行くとい
うことをしたいということですね。

玉田課長補佐：そうですね。

富田委員：何か、ログインできる状況に消防の方もなるということ。

玉田課長補佐：既に平成18年度の空き地の関係で、課税課の、許可いた
だいた情報だけは見られる状態になっているんですが、立入検査については
許可をいただいてないので、改めてそれについても見たいということで、
今回立入検査、火災原因調査については出させていただいたということ
です。

富田委員：今も見られる状態なんだけれども、今度は別の立入検査とい
う目的で、同じ情報も見られるようにしたいという。

玉田課長補佐：はい、そのような形です。

富田委員：すみません。私が言った個人情報の保護に関して必要な措置が講じられているというお答えとしては、庁内独自の回線であって、漏洩とか危険性はないという。

玉田課長補佐：そうですね。

富田委員：庁内でやるので、持ち帰ったりですとか閲覧するだけってことですね。情報をもらったりとか、ダウンロードをするとかではない。

玉田課長補佐：そういうことではないです。はい。

富田委員：はい、すみません。色々お伺いしまして。

内藤会長：はい、遠慮なくどうぞ。

田中委員：今の質問に関する私の理解で、オンライン結合というよりは、おっしゃるとおり閲覧させてくださいと、情報を得て自分たち独自の情報に入れ込むとい言いますか、管理の中でやっていきますよということですか。

玉田課長補佐：はい。

富田委員：結合なんですかねっていうのがあるんですが、そういうものを含めて9条でということなんでしょうか。

内藤会長：どうぞ。

段林主査長：今回この案件を諮問させていただきましたのは、これまで基本的に紙で照会をかけることが原則であったところを、今も見れますと予防課の方で話しがありましたけれども、それはあくまでこれまでの審議会で認められていた案件に限り、またADⅡというのは常時誰でも見られる訳ではもちろんございませんで、必ず権限が付与された者、ID、パスワードを持っている職員しか開いて中を見ることができないというシステムになっておりますので、庁内回線とはいえその面でもセキュリティーは誰でも見られるというものではないという大前提のもとですね、今回審議会の方で御審議いただいて、そういった事情であれば、税情報というのは非常に個人情報の中でも厳しく守られている、目的外利用が非常に限定され厳しく制限されているものでございますので、なおさらきちんとその辺りはまずは諮問して御意見を伺って、常時接続できる状態になるのは間違いございませんので、これまでは紙で毎回その都度照会しなければ

税情報に関しては得られなかった部分もADⅡというシステムで常時、消防本部、消防関係の部署から接続をしていつでも見られるという状態になる訳ですので、そういった形で諮問させていただいたということでございます。

田中委員：今の御説明ですと、市役所ですか、こちらに来て何か見るのではなくて、穴を開けて消防署の庁内からシステムに入り込んで見ることができるようになる。

内藤会長：はい、どうぞ、関根委員。

関根委員：そのADⅡの方には、課税課の情報のうち、平成18年に必要だった情報だけが付与されているっていう理解でよろしいですか。

玉田課長補佐：はい。

関根委員：ADⅡの方には、課税課の全ての情報ではなくて、平成18年の空き家か何かだったと思うんですが、そこに必要な情報だけが入っているという前提でよろしいですか。

玉田課長補佐：そうですね、窓っていうのがあるんですが、消防自体が権限を付与されて見られる情報っていうのが限られていまして、その中で空き地に関して必要な情報を現在は取得しているという状態です。

関根委員：その情報が、いただいたこの台帳の方の黒くかかったところという理解でよろしいですか。

玉田課長補佐：はい、そうです。網掛けした部分の情報なんですが年数の経過とともに情報が変わっている可能性もあるので、確認のため見させていただいて必要があれば保管するというような形になります。

関根委員：随時変えていくという理解でよろしいですか。

玉田課長補佐：そういうことです。

関根委員：それはそれですごく必要だと思ったんですが、火災の方のお話ですと、すぐ所有者に連絡するためという前提で、情報は電話連絡なのかなとお話聞いてて思ったんですが、正直課税課の情報に電話番号はたぶん入っていないと思うんです。それで、住所が変わるけども電話番号は変わ

らないという状態が起こり得るのかなと思ったんですが、それで情報の、早急に図れるのかなと疑問に思ったんですけども。

飯島課長補佐：確かに課税課の情報には電話番号は記載されていません。住所を知ることによって、104であったりだとかで調べて、それで分からない場合は御近所の方に伺うだとかそういう方法をとっています。

内藤会長：よろしいですか。他の委員の方はいかがですか。

向野委員：実際に立入検査をなさる場合に、建物の完成時検査との情報のズレというものは実際どれくらい起こってきますか。実績として。

山岸主任：現在、年間で立入検査というのを消防で定期的を実施しております。その件数に関しては、今年度であれば約300件弱実施しておりますが、その中にはいわゆる雑居ビルと言われるテナントが多く入居している対象物というのが往々にあります。そういう所は入れ替わりが激しかったりということがありますので。具体的に何件というのありませんけれども、雑居ビルに関してはかなりそういう情報のズレというのは起こってきております。

向野委員：そうすると実際のこの検査というのは、立入検査ごとにその件数分、起こったものを確認するということですか。

山岸主任：全てに関して、300件弱やっているわけではなくて、現在未把握物件とあって、元々情報が消防の方であまり持っていないものに関して、現在は法務局の方で登記等を確認させていただいております。その件数に関しては、今年度ですと現在7回、実績としてございます。その都度柏市の法務局の方に職員が赴いて情報を取得している状況です。そういう時間の制限ですとかを考えまして、今回オンライン結合による情報の取得という有効性について御審議いただきたいというところです。

向野委員：分かりました。ありがとうございます。

内藤会長：高橋委員いかがですか。

高橋委員：立入検査って1回やってから、また次の検査というのを何回かやる必要があると思うんですけど、基準みたいな、年数だとか、例えば雑居ビルは間隔が短いだとか、そういうのはあるんですか。

山岸主任：はい、ございます。消防本部の中に立入検査規程というものを設けておまして、現在そこに登録というか管理をしているものが市内に約200件ほどの建物を管理しております。立入検査の Spann に関しては、査察規程の中で決めております。その決める基準としては、現在の段階では規模、大きさ及び用途によって、年に1回のものから5年に1回のもの、または必要に応じてという形で Spann を区切らせていただいております。

内藤会長：よろしいですか。では田部井委員いかがですか。

田部井委員：私も立入検査についてちょっと教えていただきたいんですが、二つあるんですけども、まず一つが、建物の増築や売買の度に情報が変わってしまうのに最初の情報しかないからというのが、そもそものところだと思っておりますが、増築や売買の度に情報をもらうっていうシステムを構築することはやっぱり難しいのかということが一点です。

もう一点は立入検査の簡単な流れを教えていただきたいんですが、時間や曜日に制約がないからオンライン結合をしたいということなんですけれども、火災原因調査の方は分かるんです。火災は24時間起きるんで、曜日や時間に関係なくというところにすごく意義を感じるんですが、立入検査もそのような形でいわゆる24時間365日同じような形で行うのかというところを知りたくて、今の二点お答えいただければと思います。

山岸主任：いま質問を二つ頂きましたので、まず、増築や売買の度に情報を消防で取得できるものが構築できないのかということですが、現在我孫子市火災予防条例の中に、使用開始届出書の提出というものが規定されております。その中には建物の用途等変わった場合は、提出を求める形にはなっております。しかしながらその内容が全ての市民に周知されているものではないというのもありまして、そういう届出がないままに所有者情報とか用途が変わるということがあります。その届出に関しては、使用開始に伴う許可制のものではございませんので、あくまで変わったときのお届け、届出という形になります。ですので、それが出てくる場合はきちっと最新の状況がこちらでも取得できますが、出ていない場合もありますので一点、二点違っていたということはありません。

玉田課長補佐：二点目の立入検査の流れについてですが、立入検査については先ほど山岸の方から説明があったとおり、査察規程というものにに基づいて行います。いきなり立入検査、現地に行くということも無きにしもあらずですが、ほとんどのものは事前に関係者に通知を行って行きます。ですので、ある程度24時間365日というよりは、決まった計画のもとにやっているとというのが現状ではあります。ただですね社会的に大きい、昨年

ですか起こった、札幌の老人ホームというか生活保護の方々が入っていた火災とか、そういう社会的の影響の大きいものについては、緊急に立入検査をリサーチして行うということもありますので、このオンライン結合によって時間の制約のない、予防課の方で使うメリットとしましては、やはり事務の効率化というか、先ほど今年度であれば7回法務局に行っていたりしていた時間がやはり1回3時間くらいかかりますので、そういうものを短縮できるというのは非常に大きなメリットかなと思っております。以上であります。

内藤会長：はい、よろしいですか。

田部井委員：はい。

内藤会長：私から一点。これは課税課に聞いた方がいいかもしれないんですが、課税課の持っている情報を閲覧できるようにするとすると、課税課では課税課の業務のために必要な体裁だとかフォーマットで情報が出てくるわけですね。閲覧するときに必要なでない情報、先ほどの納税額だとか納税管理者とか、その辺りの情報は見られないようにマスキングをするっていうそういった手立てがあるのかどうか、そこを確認したいんですが。

課税課が持っている情報をそのままアクセスしてパスワードを入れて、見られるような状態にするっていうような、先ほど説明だったものですかから、課税課の方で消防署宛に照会された事項だけをこれとこれって送るっていうことでもないわけですね。特に曜日だとか時間問わずということだと、課税課の職員が見られるものを同じように見られてしまうんじゃないんですかっていう、その心配を言ってます。

山岸主任：その件に関しては、全ての情報は見られないようになっております。先ほど申しました、空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例のときにオンライン結合させていただいているんですけども、現在、予防課で権限を付与されている職員のみが見られるんですが、入ったときときに全ての課税課の情報は見れずにマスキングされていて、クリックできる場所が限られていると、その中に課税納税額ですとかそういうものは見られる状況はございません。

内藤会長：データが個別に全部こうタイトルなりがあって、その該当箇所をクリックして、見られるものは表示されるし、見られないものは表示されないとそのような形で不要な情報は閲覧できないというような制限が掛かっているという理解ですね。

山岸主任：はい、そうです。

内藤会長：はい、承知いたしました。他に御意見ありますか。よろしいですか。では、採決に入ります。予防課の案件について、諮問事項、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員：(全員(6名)挙手)

内藤会長：はい、全員一致で承認いたしました。ありがとうございました。

内藤会長：早速ですが3件目、消防本部総務課の案件に入ります。まず、最初に御説明をお願いいたします。

(この後、消防本部総務課齋藤課長補佐より諮問内容を説明。)

内藤会長：では、質問御意見ありますか。はい、富田委員どうぞ。

富田委員：私、実は柏市の方でも同じ審議会の委員をやってみて、このセンターの話は聞いているんですが、そのときに伺ったことをもう一度思い出して、この意義ですが、確かそれぞれで指令センターを持っているんですが、それを一か所に集めてですね、例えば、柏市と我孫子市の市境辺りで起きた場合に、空いている消防署を行かせるとかいう指令が速やかにできるように、こういうシステムを組むという意義であったということでしょうかね。

齋藤課長補佐：はい、そうです。

富田委員：二点目なんですけれど、提供するデータのうち個人コードっていうのは何でしょうかということと、どういう形でデータのやり取りをするのかを教えてくださいということです。

齋藤課長補佐：まず個人コードですが、これは個人の氏名、データなのでそれぞれコードが付いていると思うんですが、そのコードだと思います。

富田委員：いわゆるマイナンバーとは違う。

齋藤課長補佐：違います。はい。情報のやり取りなんですけど、まず住基台帳に入っている情報端末から情報を出しまして、セキュリティを掛けまして、現在は我孫子市専用の端末がありますので、そちらの共有フォルダにセキュリティを掛けた情報を貼り付ける。それで電話ですって、我孫子市の職

員にパスワードを教えまして、そのパスワードで情報のフォルダを開きまして、その情報を取り入れまして、職員と業者が指令システムの方に取り入れる、という仕組みになっております。

富田委員：結局、その情報のやり取りは、インターネット回線を通じてではなく、端末というのは、消防の中だけで繋がるもので、その中でやり取りをするということなんですか。

飯塚課長：はい、そうです。消防本部の方にある端末から指令センターだけに繋がる。

富田委員：独自回線の中で、ファイルの形でパスワードをかけてやり取りをするという。

飯塚課長：はい、そうです。

富田委員：分かりました。

田中委員：こちらの資料には、関係市10市となっておりますが、それぞれ、各市で今こういう風な場で議論されているという理解でよろしいですか。昔の話もありましたけれども。

飯塚課長：はい。

向野委員：32年度に運用するためのデータベースを今作っているということですかね。

飯塚課長：31年度から工事の方が開始されますので、そのために、審議会の方で提案し、御審議お願いしました。

段林主査長：すでに、柏市と我孫子市につきましては、共同で通信指令というものを行っております、今回その拡大というようになっておりまして、2市の通信指令の共同運用については、すでに審議会の方で御承認をいただいた上で始めているんですけれども。今回はその拡大というような形で御理解いただければと思います。

高橋委員：私は個人コードというのが、よく分からないんですけど、個人コードを入れることによって、何か不都合が出てくるのかなど。個人コードに付属して他のデータも一緒に行ってしまうとかがあるのかなど。

飯塚課長：こちらから提供を求めるデータの中にそのコードが必ず付いてきてしまっているのですが、このような形で記載させていただいている訳で、通信システムの中でそのコードが必要かという点、実際には必要ではございません。住所、氏名、世帯主名、性別、その続柄等があることによって。

高橋委員：それだけで十分と。

飯塚課長：はい。ただ、これが提供を求める情報、市民課から出ているデータ、それを情報管理室の方から抽出するデータの中に必ず個人様のコードが入ってくるので、それで、このような形で。

高橋委員：これは市民課が管理するために付けているものなんですかね。

前田主任主事：通し番号みたいなものです。

内藤会長：腑に落ちないような感じですが。言っていただいて、しっかりと。

高橋委員：無くて済むなら、いらないのかなという気がするんですが。そうすると最終的に付け合わせするときに問題になるのかな、通し番号ということだと。不具合があるとか。これは市民課の問題でしょうか。

前田主任主事：管理上、コードというものがまずありまして、それに対して氏名なり何なりという情報が付いていく形なので、大元の基礎の部分のコードなので、必要な分だけそこに情報を付けて提供するような形なので、認識的には通し番号みたいなものですが、個人を完璧に特定するためには必要とされている番号という形です。提供上は、どうしても他の情報を付けるために、「この人」という特定をするために、その番号も付いてきてしまうような形になっているかと思います。

高橋委員：一体化しているという形ですか。

前田主任主事：はい、そうです。

内藤会長：田部井副会長どうぞ。

田部井委員：的外れな質問になるかもしれないんですけど、この住民基本台帳データのこの情報を使うのは、このいずれできる指令センターが使うということですよ。

齋藤課長補佐：指令システムにデータを取り入れるわけです。

田部井委員：ということは、指令センターが市民課に対して情報をくださいって言うのだったら分かるんですけど、いま消防本部の総務課がくださってなってますよね。というのは組織的には一応その消防本部総務課が指令センターの中の構成員だからという理解でいいですかね。

齋藤課長補佐：そうですね、指令センター員が消防の方の職員なんですね。

田部井委員：まだ指令センターはできてないんですよ。

齋藤課長補佐：今度、まだ。

田部井委員：これからできるんですよ。

齋藤課長補佐：現在柏市とも、先ほど事務局の方から説明があったんですけども、柏市と我孫子市で同じような形をとっているんですが、今度32年度に10市でまた共同でやるということなんです。

田部井委員：他の市もそうなんですかね。結局、指令センターで使うための情報を今、この消防本部総務課がやっているように、使わせてくださいというような形でやると。

齋藤課長補佐：どの市もそうだと思います。

田部井委員：なるほど。この指令センターというのは何か法的な位置付けはどういうことになるんですか。今あるこの協議会は地方自治法上の協議会になると思うんですけど、指令センターは地方自治法上で位置付けられていることになるかどうか。

飯塚課長：指令センターという名前は建物の形というものでありまして、運用するのは、いま仮称なんですけど松戸市ほか9市消防通信指令事務協議会となっております。運用しているのが、その場所がちば北西部指令センターという。

田部井委員：そうか、じゃ協議会はなくならないんですね。

飯塚課長：そうです。

田部井委員：はい、分かりました。すみません。ありがとうございます、はい。

内藤会長：はい、関根委員いかがですか。

関根委員：柏とのときにもこの個人情報保護審議会に掛けているんですけど、また必要性があるのかなというのがちょっと単純に。同じ情報を同じ目的で使うのにもう一回ここで審議する必要性があるのかなというのがちょっと単純に疑問だったんですけど。

飯塚課長：それは現在、柏市と2市でやって。

関根委員：他の市も混ざるから、その必要性が。

齋藤課長補佐：そうなんです。場所が違いますから。

飯塚課長：場所が今度変わってしまう。

関根委員：いま柏市と我孫子市でやっている指令センターみたいのはなくなるってことなんですかね。

齋藤課長補佐：はい。解散になって。

関根委員：それがなくなって、新しい指令センターができあがって。

齋藤課長補佐：そういうことです。

内藤会長：はい、富田委員。

富田委員：先ほどの、一個前のお話で副会長がおっしゃった、提供先が協議会なんじゃないかなと思うんです。案件名はこの指令センターにということですけど、協議会に提供する、カッコして分かりやすくこれを入れていただいてもいいのかもしれませんが、主体としてどこにというのは、協議会ですねこれは、たぶん。

内藤会長：どうぞ。

段林主査長：富田委員からのお話のとおりだと今説明を聞いて思いまして、

前は21年度に柏市との関係で諮問させていただいたときもセンターということで、東葛消防指令センターに提供するというで諮問させていただきました。今回疑問も持たずに指令センターということで諮問させていただきました。もし御了承いただけるようでしたら、案件名の方を協議会を追加させていただくという、主体、建物名、建物に提供というのはおっしゃるとおり、おかしいことだと思いますので、協議会の方に、カッコなり、もしかしたら協議会の形に訂正させていただいてもよろしいでしょうか。

内藤会長：はい、今の諮問事項は修正案件ということで、提供先の名称変更ですね。追加になりますかね、これね。

齋藤課長補佐：あのちょっと、協議会もありまして、その協議会で共同で整備したものが指令センターなんですね。その指令センターの中の指令システムにデータを取り入れるということなんですけれど。

内藤会長：センターは組織としては存在するわけですね。

齋藤課長補佐：そうですね、協議会で指令センターを共同で整備するんですね。

内藤会長：じゃ両方ですかね。

富田委員：そうですね、理由のところにその仕組みが書いてありますので。

飯塚課長：指令センターというものがカッコ付けであって。

内藤会長：すみません、細かい話なんですけどね、形式的なところはきちっとやっておかないと。

段林主査長：併記させていただくということで。あとはどちらが前に来るかですが。

齋藤課長補佐：そうですね、システムにデータを入れるので、指令センターの方が先ですかね。カッコして協議会ですかね。

富田委員：だったら、市長から消防長という名称からするとその相手はやはり協議会ですね。協議会の中のどこと言われたらその指令センターという組織です。協議会の中に多分違う組織があり得ますよね。会議する場所か

何か分かりませんけれど。

齋藤課長補佐：場所が、同じ場所なんですけれども、はい。

内藤会長：なるほど。

富田委員：組織として協議会の会長、センター長か分かりませんが、会長副会長という機関もありますから、組織名称として協議会という機関があって、その中に会長副会長とか、指令センター、センター長とかいう組織があるわけですね。

齋藤課長補佐：そうですね、はい。

段林主査長：では、協議会、カッコで指令センターということでよろしいでしょうか。

内藤会長：はい。よろしいですかね。他に意見質問ございますか。よろしいですか。では、そろそろ採決に入ります。協議会案件ということになりますか、その諮問事項について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員：(全員(6名)挙手)

内藤会長：はい、全員一致で賛成、承認いたしました。ありがとうございます。

(休憩)

内藤会長：再開いたします。4件目ですね。今回は秘書広報課の案件ですね。では、説明をお願いします。

(この後、秘書広報課海老原主幹より諮問内容を説明。)

内藤会長：では、質問ございますか。私から一点聞きたいんですが、法務局は今、オンラインで登記情報を閲覧できませんか。有料だと思うんですけども。多分、司法書士とオンラインで、一件いくらでって。

高橋委員：一筆335円かな、そのくらいで見れちゃうんですけど。

海老原主幹：公用で取ります。無料なんです。

高橋委員：行くとガソリン代とかかかっちゃいますよね。人件費とか。

内藤会長：そういうことなんですね。

海老原主幹：はい。その辺は経費を抑えたい部分もありますので。

内藤会長：はい、分かりました。必要な措置です。はい、どうぞ高橋委員。

高橋委員：案件のところで、土地の所有者うんぬんですけれど、建物の所有者を知りたいと、そういういうことはないんですか。土地だけですか。

海老原主幹：土地だけです。建物があれば建物の所へ行って、例えば管理人がいれば管理人さんとお話することもできますので。建物も分からない場合は法務局へ行って、所有者が分からなければ法務局で謄本を取ります。

高橋委員：今回はとりあえず土地だけということですよ。

海老原主幹：できればそういう部分も含めて所有者を知りたいというところなので、情報をいただきたいということです。土地と言っていますので、そのところは、土地だけということであれば土地だけでもいただければと思います。

内藤会長：どうぞ、富田委員。

富田委員：こんなにたくさんの案件を広聴担当が対応することになることがまず驚きなんです。というのは先ほど市の事務の関係部局がそれぞれ処理をされているのは非常によく分かって、それは本来事務だから分かるんですが、今調査票で挙がっている案件は、本来民民で解決すべきものを市民サービスとしてわざわざやっておられるというところかなという風に私理解したんですけれども。例えばこれは必要性としても積極的に市民からの苦情があれば何でもお応えするという姿勢でやっておられるのか、その先、要は市が対応すべきなのか、担当部署がどこなのかということ調査する必要性があるっていうことであれば公益上の必要性もあるのかなと思うんですが、何でもかんでも民民で本来解決すべきことを、民地の所有者は登記簿を見ればわかることを代わりに市がやって差し上げるというのはどうなのかなと思うところもあるので、その辺りはどんなふうにやっておられるのかということを教えていただけませんか。

海老原主幹：確かに他市では、「これは民民のお話です。」ということで行政

は関わらないという所が多いです。広聴担当というよりも、道路課とか建築住宅課とかいろんなところに振ってるのが広聴担当だという風に他の市は言ってます。でも私どもの方としては人数も少ないというのがあるのかもしれませんが、できる限り、今独居老人の方も多いですし核家族化になってますから、皆さんいろんな電話が掛かってくるわけですね、ですからできる限りのことはしてあげた方がという、市民サービスというのもありまして。本当なら担当課を決めてというのは必要かなと思いますが、なかなかやはり今の状況では難しいのかなと。それであればみんなで協力し合って、できる限りのことはしてあげたらいいのかなとなってます。なかなか決まらないですそこは、担当課も。それも一つの課題かなという部分はあります。

内藤会長：はい、他にいかがですか。田部井委員。

田部井委員：そうしますと、基本的には民民と思われるような問題についても今回要望されている情報を使って、相手を特定してみたいなことはやられていくってことですよね。

海老原主幹：はい。

田部井委員：そこに何か問題とか、法的な問題とかはないですかね。

海老原主幹：私どもの方は要望を伝えるだけなんで、強制力はないですから、単に伝え役なので特に問題はないのかなと思います。それで問題が解決すると「助かった」というようなお礼のお言葉をもらったりしますので、それが市民の生活環境が良くなればという考え方では、積極的にという訳ではないですけど、来た場合には対応しています。

内藤会長：はい、どうぞ。

富田委員：この要望書の内容を教えてください。誰が誰にどういう要望がありますということを伝達しているのか、市として要望しているのか、その辺りを教えてくださいませんか。

海老原主幹：大体が秘書広報課長から、市民の要望という題名で所有者に送っております。大体がですね、樹木の枝の剪定ですとか、自宅の隣の木の葉が落ちてきて雨どいに詰まって大変な被害になっているというようなことを、要望がありましたというのを「御連絡させていただきます」という形で出しております。所有者がその方でない場合、お宅様でない場合、ま

たは既に対応しているということであれば御容赦くださいと、そういうような内容でお出ししています。

内藤会長：はい。どうでしょう関根委員いかがですか。

関根委員：こちらは先ほどの書面で照会をかけて、住所とお名前だけ情報を得るという。

海老原主幹：はい。

関根委員：市民のサービスの一環としてはいいのかなと私は個人的には思うんですけど、情報の収集の内容がこれだけであれば迅速に対応できていいと思います。

内藤会長：高橋委員いかがですか。

高橋委員：先ほどで私はもう。

内藤会長：向野委員いかがでしょう。

向野委員：そうですね、何か御要望があったときに、その都度対応するところに照会を文書でかけるということになるんですか。

海老原主幹：口頭でかけたいなと思いますけれども。今ですと、ブルーマップで見ますから、分かります地番は。状況の方は口頭で即お願いしたいとか、例えば現場写真を撮ってほしいとか消防にお願いしたりとか、それは口頭になっています。

向野委員：はい、分かりました。

内藤会長：田中委員はいかがですか。

田中委員：私も同じことの確認ですが、まず今やっている作業上は、情報としては、住所と氏名が分かりたいということですね。今日は、この場は個人情報と審議する場なので、ちょっと話が逸れちゃうかもしれませんが、そこはあれですけれども、今回、いろんなのがいっぱいかなり付いてまして、かなりいろんなことをやってらっしゃるんだなと、あと困ってらっしゃるんだなということが非常によく分かりましたけども。実際は、これですぐクローズしているわけではないものもあるわけですよ。何かそれで

一旦、広報課の方で受けられたらその後ボールがこちらに来てしまうわけなので、またやりとりがあったり、何か回答しても今度はそれに対して何か連絡があったりとか、そういう工数もかなりかかってらっしゃるという事でいいんですか。

海老原主幹：そうですね、ありますね。毎年同じような人からも掛かってきて。それは所有者さんの判断ですので、私どもではどうしようもない。そういったときには、もしよろしければ無料の弁護士相談を市の方で開催してますので、御利用くださいということでお話はしてます。

内藤会長：よろしいですか。では私の方から一点。これ立法論にも絡んできちゃうんですが、今日やっている案件ほぼほぼ、実際に土地の利用者だとか建物の居住実態というのがなかなか分かりにくくなっている中で、皆さんどうやろうかということで苦労されているような案件なので、今後はやはりそういったものをできればどこかできちっと一元管理をして、その分そこできちっとデータが流出したり漏洩しないようにフォローすることもできるのかなと。それこそ消防署も実際にそこには建物が建っているけれど、実際の所有者は別の所に居るとか、施設に居るとかあるいはもう相続が発生しているというようなこととか、御苦労されていると思うので、いずれはそういった話でこれからは考えていかなきゃならないかもしれませんね。ただ現状の枠組みでは皆さんこうやって色々工夫されて、相互にデータを必要最小限度の中で提供してその中で最善を尽くされていることはよく分かりましたので、本当にいつもありがとうございます。頭が下がります。

他にはよろしいですか。では採決に入ります。秘書広報課の案件、諮問事項について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員：(全員(6名)挙手)

内藤会長：はい、全員一致で承認いたしました。ありがとうございました。

内藤会長：では最後の案件、国保年金課の案件、御説明をお願いします。

(この後、国保年金課野村主査長より諮問内容を説明。)

内藤会長：では、御質問、御意見ありますか。どうぞ。

田中委員：こちらの審議案件はオンライン結合で、情報をどこかからもらいたいではなくて逆に提供するという事ですね。レセプトの関係も結構色々大変だと思いますので、いろんな情報を把握してということかと思

っているんですが。二点ございまして質問が、一点目はお聞きになっていればということなんですが、提供を受ける側の県はどういう管理体制でやる、これを扱うという風にお聞きになってらっしゃるのか教えていただきたいのが一点と、二点目は同じ県の各市も同じような流れになって進めているところという理解でよろしいかというところです。

野村主査長：県の管理の状況につきましては、県庁の本庁舎に国保連合会の端末を設置する形になります。専用回線を使う形になります。管理につきましては千葉県個人情報保護ないし電子情報の管理を行う規程に基づき実施していく。お付けした資料の中にもいくつかそういった点についての記載があるかと思いますが、千葉県の規程によりまして実施していくことになると思います。ちなみに国保連合会が我孫子市と結んでいる内容におきましても当然ながら個人情報の保護につきましては特別な配慮をもって全ての契約で結んでございます。二つ目の御質問でございますけれども、他市町村の状況ということで、今回委員おっしゃっているとおり県内全ての市町村含めて国保組合等々、県内全ての保険者がこちらの同意を行う形になっております。現状としましては、今日問い合わせたところ、我孫子市のほか柏市などいくつかの市でこういった形で個人情報保護審議会へ諮問したうえで、答申をいただいて同意するという形になっておりまして、現状は同意書を提出していないのは我孫子市を含め3市と伺っているところでございます。他の市は全て同意書を出しているということです。

内藤会長：はい、他の委員の方いかがですか。どうぞ高橋委員。

高橋委員：レセプト情報のところで、療養が行われた年月日とか病院、診療所ですけども、その人の病気とか病名とかそういうものも行っちゃうんですか。そういうのも入るということですかね。

野村主査長：そういう情報も、はい。

高橋委員：入るということですか。あと、38ページの下の方の第3の上の方ですが、改正国保法第75条の3の規定創設趣旨うんぬん、そこで「個人の健康に関する情報」のってあるんですが、これって具体的にはどんな感じですか。

野村主査長：こちらはまた、今回は国保の総合システムということで医療費の請求に係る情報の、いくつかですね、実は国保のシステムが3本ほどありまして。今回対象となっているのは、医療機関が請求した内容を閲覧する情報でして、その他に国保のそれぞれの保険者が資格情報をお持ちにな

ってますが、当然資格情報も反映されて給付費も見ることができるわけなんです。そういったシステムと合わせてですね、健康状態などは包括的に見るができるシステムが別途ございまして、そのシステムのこと、閲覧できる情報の記載がございまして、そういったシステムも別途ございまして。そのコンピュータも県に設置されると聞いておりますけれども、そちらの話ということになります。

高橋委員：じゃ、今回と違うシステムと考えていいんですね。

野村主査長：診療報酬の請求で来た情報をまた別の形に加工して。疾病の種類別に健康状態と結び付けてお一人お一人を、なんて言うんでしょうか、健康を見ていくようなですね。要はレセプト情報でその月単位で、とある医療機関からの請求が一番メインでありまして、受診された御本人被保険者が一人一人というものは、抽出できるんですけども、その方を継続して見ていくというのにはあまり適してなくて、それとは別途でまたそういった機能がある端末があつて。

高橋委員：じゃ、そういうのが分かっちゃう。

野村主査長：いろんな活用方法がありまして。

高橋委員：であれば受ける方も病名とか、非常に知られたくない部分というのがありますので、管理はちゃんとやっていただきたいなという気がします。

内藤会長：どうでしょう。はい、田部井副会長。

田部井委員：基本的なことなんです。現状だとやはり迅速性に欠けるという御説明をいただいたんですが、具体的にはやっぱりものすごく大変なのか、具体的にどういう手続で今はやっているのか、あとこれをやることによってそれがどれくらい大きく変わるのかというところを、もう一度重なってしまうかもしれないんですがお願いします。

野村主査長：直近のところ、最近の報道で詐欺事件ですね。不適正な医療機関からの請求で歯科医師が逮捕されたという具体的な事案がございまして。不当利得という医療機関の、不当利得じゃなくて不正利得といった案件が昨年も1件ありまして、こういった案件が、県の方では厚生労働省と同様に医療機関に立入りが可能なので、医療機関の運営上怪しいところがあるとですね、調べなきゃいけないということで、当然、今レセプトの情

報を持ち合わせていないので、そこにレセプトを持っているであろう県内の全ての保険者に照会をします。私どもの方ではそれを受けてレセプトの情報を連合会のシステムから出力してお返しするというのがあるんですけど、小さいものも含めて月に1回は必ずありまして、保険医療機関に限らず柔道整復ですとか色々な種類の給付のものに対して、歯科もそうですけれどもありまして、たぶん各保険者で個別にですね、そのレセプト、例えば10名様お客様が掛かれていたら、その方の例えば半年分をやりますので、こういったものは紙で出力しておりませんので、これがたぶん県に届く際には、我孫子市よりも当然大きい保険者もありますので、相当な、それだけでもこれぐらいの量になっているのかなと。それを元におそらく今現在、県の方ではその医療機関における不正なりの有無であったりとか、積み重なっている過度な部分とかですね、そういったものを総合的にチェックしているのです。保険者としての我々も当然手間があるんですけども、おそらく県においても医療機関を適正にチェックするという部分で相当、今、手間がかかっているというふうに推測するということでもあります。

小林課長：補足よろしいですか。

内藤会長：どうぞ。

小林課長：さっき、冒頭、野村の方が話したとおり、今年度4月から国保の広域化ということで、従来は、各市町村がそれぞれ保険者ということで、県は指導機関的な立場だったんですけど、今年度4月からは、県も保険者ということで、県全体で財政運営を行うという仕組みに変わっています。ですんで、医療費の不正とか、そういうのも県も市と同様に関わらざるを得ない。適正化を図っていくという大元があって、今回このレセプトに関しても、県ももっと今まで以上に積極的に関与するという、今まで市が上げたものをというだけだったのを今度は県の方は広域的に我孫子だけじゃなくて柏とか同じお医者さんが、患者さんはいろんな市にまたがっていますから、それを広域的に捉えて積極的に審査をしていこうという体制に変えていきたいということで、レセプトを瞬時に県内市町村の分は県の方でも把握しながら点検をしたいという意味合いもあって今回こういう動きになってきております。以上です。

内藤会長：いかがですか。関根委員。

関根委員：広域化に伴っての話だと思うんですけど、レセプトの審査は原則として市がやるという前提は変わらないということでしょうか。点検調査というのは、市が行うというのが前提ですけども、広域化の一

環に伴って、県も関与しなければならないということで、情報提供が必要だということは分かるんですけど。その情報の提供の仕方なんですけれども、今までは案件ごとに提供をしていたけれども、今回は全て提供するという理解でよろしいのでしょうか。市内の持っている情報全てオンラインで提供するというところでよろしいですか。

野村主査長：一つですね、当然市が現在法律ではやることになっています。ただ当然現状でもですね、審査支払に関して、国民健康保険が団体連合会というものが県内市町村と国保組合で構成していきまして、実際には医療機関が立地している自治体ごとに国保連合会の職員がレセプトの審査を行っています。市が実際、直営でも行っている部分は、二次的な点検を行っていることとなります。ですから、今回提供するデータの作りとしましては、医療機関が立地している自治体ごとのですね、医療機関単位のデータを読み取りやすくなっているデータベースの情報を提供する形になっておりまして。最初に申し上げたとおりですね、今現在も国保連合会の職員という者が実際にはレセプトの情報をチェックしていますし、千葉県は紙でもらってきたものになりますけれども、当然そこには、個人情報、特に配慮して取り扱わなければならない人間であるという形になっておりますので、全ていわゆる正職員といいますか、そういった位置付けの人間がやっているというところがございます。

関根委員：県の方で、常にレセプトの、これからは、点検調査はしていくという前提ですか。

野村主査長：特定の医療機関について不審だなというような情報が上がってくる場合があります。ここに付けた資料の中には、特定の個人が県内を異動されたときに不審だというケースもチェックしますという事例もございますけれども、個人名でもって好きに閲覧するというような形はおそらくは不可能になりますので、誰がどの方の情報を、パソコンに入るときには自分のIDで入りますので、どのIDの方がどの情報を見たということでもあります。一時期年金機構で問題があったような知り合いの情報を好きに見ちゃうとかですね。そういったようなことはない対策は十分にされますので、あくまで医療機関が不審であるとか、特定の被保険者の医療費があまりに過大すぎるとか、そういったものを目標があって初めて端末を操作するという風なところであると聞いております。

関根委員：市の方でも県が調査したことは把握できるということですか。

野村主査長：当然データを持っているのは私どもなんで、何を見たんですかというのはたぶん連合会を通じて確認はできると思います。

内藤会長：今の件に関連して、サーバは市にあるわけですね。

野村主査長：サーバは連合会になります。私どもは端末でやっています。

内藤会長：それは第三者がアクセスするっていう危険性はないんですか。

野村主査長：ないです。専用回線で市の方に来ておりますので。

内藤会長：あと、県がどのような情報を閲覧したかっていう開示記録っていうのは残るものですか。

野村主査長：おそらくログは残す形になりますので、必要性が生じた際には、私どもの方で照会することができると認識しています。

内藤会長：先ほどの、見せてもいい情報、見せたくない情報というのがあって、先ほどの案件ですと、項目があって項目をクリックしたときに見せたくない情報は開けないっていうような処置をして、ちゃんと必要最小限度の情報だけ提供するという仕組みにするという説明だったんですね、別件なんですけど。今回のこの件も同じような見せたくない情報はクリックしても開示されない、表示されないというような手当てされているんですか。

野村主査長：何をもちってそこをとというのは当然ございますけれども、必要でない情報を閲覧するような形にはなかなか結び付いていかないシステムであります。基本的に医療機関の給付請求のデータが基にあるものですから、特別ですね、とある方についてですね、人を特定して当たられる際には、よくよく不用意に開くというような事態はないというふうに聞いてはいるんですが。

内藤会長：要するに、国保年金課で持っている情報をそのまま100パーセント提供するっていう、そういう話でよろしいですか。

野村主査長：44ページの方を御覧いただけると、5点ほどございまして、被保険者の方の氏名、住所、電話番号、生年月日、性別といったようなものを、44ページの右下ですね、被保険者の証番号、療養の年月日、これはおおむね月単位で管理をしております。被保険者に係る病院が行った、

保険医療機関等の情報、(5)の45ページになりますけれども、当該市町村による保険給付の審査及び支払に係る情報ということになります。いわゆるレセプトの保険点数ですね、何がありますとか、投薬何々おいくら、検査何々おいくら、他何点というような情報までは行くので、勘ぐってしまうと病名は憶測はできるんですけども、病名そのものがですね、その情報につきましては、提供する情報になっておりませんので、保険点数までというところでございます。

田中委員：それにちょっと絡みますけど、提供する情報の中には薬局というのが入っていますが、これもそういう意味では、先ほどの御説明と近くて、薬剤の点数ですとか、それがジェネリックなのかどうかというようなこととかということですね。

野村主査長：はい、さようでございます。

関根委員：何回もすみません。一次的には我孫子市が点検調査の責任があるというか、県は広域化に伴って、保険料の問題もありますので、管轄として必要だから情報が欲しいということだと思うんですけど、常に見れる状況を作り上げるということですよ。県の方が常に、迅速のために。その必要性がやはり、ある訳でしょうか。やっぱり、かなり違いが。

小林課長：まず国保連で点検をし、県内の。千葉県国民健康保険連合会の方で全部点検している訳です。うちの方に、我孫子市分っていうことで。うちの方も、二次点検ということで、レセプトの資格を持っている職員、嘱託職員になりますけれど、が日々点検をして、疑義があるものをもう一度国保連に再審査ということで返したりしてます。で、問題があれば医療機関の方にやってもらうんですけども、今度、広域化になったんで、県が三次点検的な意味で、さらにそこを適正化を強化しようということで、今回このようなことが入っています。保険自体が今度広域化っていうことで、保険証も千葉県という保険者になってますんで。その中の我孫子っていうことになりますんで、こういう対応に変わってきているという状況です。

内藤会長：よろしいですか。

関根委員：はい。

内藤会長：どうでしょう。他に御意見ありませんか。では採決に入ります。国保年金課の案件について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員：(全員(6名)挙手)

内藤会長：はい、全員一致で承認いたしました。ありがとうございました。

(4) その他

内藤会長：それでは諮問事項5件、いずれも全員承認ということになりました、その他ということで、事務局からお願いします。

(この後、平成29年度の個人情報開示請求の実施状況について、段林主査長より説明)

内藤会長：今の事務局の報告について、何かありますか。御意見とか御質問とか。よろしいですかね。

委員全員：はい。

内藤会長：それでは、平成30年度第1回個人情報保護審議会を終了といたします。お疲れさまでした。

(5) 閉会 午前11時15分

以上